

簡易公募型プロポーザルの手続き開始公告

東松島市大塩保育所運営等事業者募集について、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を大塩保育所の移管法人の候補とする手続きを実施する。

令和8年6月1日

東松島市長 渥 美



1 プロポーザルの概要

(1) 事業名

東松島市大塩保育所運営等事業者募集

(2) 事業目的

令和7年10月に策定した東松島市公立保育所再編計画に基づき、東松島市大塩保育所を民営化するため、入所児童及び職員の安心・安全の確保、安定的な保育所運営の継続、多様な保育サービスの実施を図るため、民間事業者の機動性と柔軟性を活かし、多様な保育ニーズへの対応強化、市全体の保育・子育てサービスの活性化を推進することを目的として、当該施設の運営を担う事業者を募集するもの。

(3) 事業内容

「東松島市大塩保育所運営等事業者募集仕様書」による。

(4) 民営化の時期

令和10年4月1日

2 参加者の資格要件

本プロポーザルへの参加を希望できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項をすべて満たすものでなければならない。

(1) 東松島市一般競争（指名競争）入札参加資格を有している事業者であること。

(2) 東松島市建設工事有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第176号。以下「建設工事指名停止要領」という。）及び東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第177号。以下「物品調達等指名停止要領」という。）による指名停止を受けていないこと。

(3) プロポーザル方式により契約しようとする業務への参加申込書及び企画提案書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 第1号における入札参加資格登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定す

- る経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた場合を除く。
- ア 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て
  - エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て
- (6) 建設工事において、建設業法第28条の規定に基づく指示及び営業の停止を受けていないこと。
  - (7) 公告を行う日から入札執行日までの期間において、国、都道府県及び建設工事指名停止要領及び物品調達等指名停止要領第2条第1項の規定による入札参加資格制限を受けていないこと。
  - (8) 東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年東松島市訓令甲第50号）の別表1に該当していないこと。
  - (9) 現に認可保育所、認定こども園、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業、家庭的保育事業、企業主導型保育事業のいずれかを同一法人または法的承継法人として、令和8年6月時点において概ね3年以上運営している者
  - (10) 現在運営している施設の運営内容及び財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないこと。
    - ア 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。
    - イ 直近3年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっている。
  - (11) 事業主体及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査等において、重大指摘（改善命令・勧告等）を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適切な改善の報告及び実施がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取扱いとする。
  - (12) 保育指針等を十分に理解し、市の保育行政に対して積極的に協力でき、児童福祉事業に熱意と見識を有し、地域との信頼関係を築ける事業者であり、保育事業を継続的に安定運営できる経営基盤と社会的信望を有していること。
  - (13) 施設開設準備の期間から市との協議・調整を密に行い、周辺地域への情報提供や説明会等を適切に行えること。
  - (14) 関係法令等に定める欠格事由に該当しないこと。

### 3 参加申込み

本企画提案に参加を希望する者は、「東松島市大塩保育所運営等事業者募集要項」に基づき、参加申込書等の提出期限までに提出書類を提出すること。